

していると考えられる。

そのため、里親自体を増やすとともに、里親や里親のもとで過ごす児童を取り巻く、都民全体の意識付けが必要と考える。

(意見 1-24) 里親等委託率の上昇に向けた施策について

児童福祉法は、児童が家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあっては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならないとし、里親や特別養子縁組などによる「家庭養育優先」の理念を記載している。すなわち、子供の権利保障のために、できるだけ早期に、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、「家庭養育優先原則」を徹底し、子供の最善の利益を実現していくことが求められている。

都における里親等委託率は、平成 29 年度で 13.5%と、全国平均を大きく下回っているため、福祉保健局はその原因を分析し、里親制度の説明会の開催や広報の企画立案、登録前や委託後の里親に対して子供との接し方の研修会の実施等、里親のリクルートや支援を積極的に実施し、里親等委託率の向上に努められたい。

また、都では、現在でも里親等委託率の上昇のために、里親制度の普及啓発として、パンフレットやホームページで情報提供している。しかし、これらの情報は、養育家庭になるための主な要件や養育家庭の体験発表会の開催などの周知等、里親自体を増やすための普及啓発が中心となっており、例えば、里親委託される子に周囲の方がどのように接したらよいのかなど、里親以外の周りの対応方法については記載されていない。

この点、待機児童問題、虐待問題など、社会問題となることをきつかけとして、当事者だけではなく、周りの理解が高まり、結果として問題解消に向けて事態が改善することがある。都は、学校職員、子供家庭支援センター職員、母子保健関係職員、民生委員等の地域の関係機関に対しては、里親支援機関連事業、児童相談所により周知しているが、一般都民に向けた情報提供が不足していると考えられる。

そのため、里親自体を増やすとともに、里親や里親の下で過ごす児童を取り巻く、都民全体の意識付けが必要と考える。里親になりたい人だけでなく、里親にはなれないけれど周りですपोर्टする人に対する一層の周知を実施されたい。

(4) 児童自立支援施設について

① 都立萩山実務学校の児童定員と職員定員について

東京都立萩山実務学校（以下、「萩山実務学校」という。）は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とし、入所児童は施設内で 24 時間を過ごしている。平成 13 年 4 月から、施設内に東村山市立東村山第三中学校萩山分校が設置されて公教育が実施されている。また、寮舎では、職員が児童と生活を共にする中で生活指導その他の指導を行い、退所した児童についても、アフターケアとして、相談その他の援助を行っている。

萩山実務学校の寮数及び児童定員は、表 B1-3-7 のとおりである。

表 B1-3-7 萩山実務学校の児童定員

寮の種別	数	対象児童	児童定員
男子一般寮	6 寮	中学生	120 名 (12 名×10 寮)
女子一般寮	3 寮	中学生、中不児含む	
男子高年齢児寮	1 寮	中卒児、10 月以降入所の中学 3 年生	

(萩山実務学校「事業概要 平成 29 年度版」より監査人が作成)

施設の規模としては、表 B1-3-7 のとおり児童定員 120 名となっているが、ここ数年は、ピーク時であっても定員の 7 割程度の在籍となっている。

また、表 B1-3-7 を見ると、女子一般寮は 3 寮となっているが、うち 1 寮は平成 30 年 3 月 31 日時点及び平成 30 年 9 月 1 日時点ともに、職員不足により、配置しなければならぬ 1 寮当たり 5 名を確保することができないため、休寮とされている。

そこで、職員配置数に不足はないかについて確認を実施した。

萩山実務学校の平成 29 年 4 月 1 日時点の職員定数は 72 人であり、その内訳は、表 B1-3-8 のとおりである。

表 B1-3-8 萩山実務学校の職員定数 (平成 29 年 4 月 1 日時点)

(単位：人)

校長 1 (施設長)	管理課長 1	庶務担当	事務 柴兼十 看護師 施設調理	3 1 1 2
	自立支援課長 1 児童自立支援専門課長 1	経理担当 生活担当 福祉担当	事務 福祉 (※1) 心理 (※2) 福祉 (※3)	2 52 1 6

(萩山実務学校作成資料より監査人が作成)

(注1) このほか、非常勤職員として、児童自立支援職員1名、心理療法担当職員3名、嘱託医2名、栄養調理技術専門員3名、警備連絡員5名、看護職員2名等が配置されている。

(注2) 東村山市立東村山第三中学校萩山分校として、別に校長1名、副校長1名、教員13名、講師30名、事務1名、スクールカウンセラー1名、ALT (外国人講師) 1名が配置されている。

※1 寮での生活指導、児童の個別指導、その他指導を行う。

※2 心理療法を行う。

※3 学校部門での職業指導 (自立支援科)、クラブ活動、高年齢児 (高等部) 指導を行う。

児童福祉法第45条の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準において、児童福祉施設最低基準を定めており、同基準の第80条で、児童自立支援施設の職員数について定めている。この基準によると、「児童自立支援専門員及び児童生活支援員の総数は、通じておおむね児童四・五人につき一人以上とする。」とされている。

萩山実務学校及び都で所管するもう一つの児童自立支援施設である東京都立誠明学園 (以下、「誠明学園」という。) について、児童定数と職員定数が基準の「児童四・五人につき一人以上」を満たしているかどうかを示すと、表 B1-3-9 のとおりとなる。

表 B1-3-9 平成 29 年度 児童自立支援施設 児童定員と職員定数

(単位：人)

	児童定員	職員定数 (※)	職員定数 1人当たりの児童定員数
誠明学園	132	65	2.0
萩山実務学校	120	58	2.1

(福祉保健局作成資料より監査人が作成)

(注) 平成 29 年 4 月 1 日現在の数値である。

※ 自立支援課の福祉職の定数である。

表 B1-3-9 をみると、誠明学園も萩山実務学校も、職員定数 1 人当たりの児童定員数は約 2 名であり、児童福祉施設最低基準で定められている「おおむね児童四・五人につき一人以上」の規定は満たしていることが分かる。また、ピーク時においても児童定員を超過することはないので、基準上の必要職員につき問題は無い。

なお、児童自立支援専門員及び児童生活支援員は任用資格である。児童自立支援専門員になるためには、主に以下のような条件がある。

表 B1-3-10 児童自立支援専門員の資格

- ・ 医師であって精神保健に関して学識経験を有する人
- ・ 社会福祉士の有資格者
- ・ 厚生労働省地方厚生局長の指定する養成機関を卒業した人
- ・ 大学や大学院で指定科目を履修し、卒業して児童自立支援事業の実務を 1 年以上経験する、又はそのほかの実務経験が 2 年以上ある人
- ・ 小・中学校や高校の教諭となる資格を保持している人が 1 年以上児童自立支援に従事した場合、あるいは教員として 2 年以上その職務に従事した場合

(「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第 82 条第 1 項より監査人が作成)

また、児童生活支援員は、保育士の資格又は社会福祉士の資格を保有している、若しくは 3 年以上の児童自立支援事業での実務経験があることが条件となっている。

② 一寮当たりの職員配置人数について

萩山実務学校では、各寮において児童と生活を共にする職員について、1 寮につき 5 名による交代勤務 (夜間は業務宿直 1 名) としている。各寮職員の男女比は、男子寮が、男 3 名女 2 名、女子寮が、男 2 名女 3 名である。

学校終了時から就寝時までには、できる限り 2 名体制になるようにシフトを組んでおり、夜間は 1 名が業務宿直として、寮の公務室・宿直室で勤務している。

萩山実務学校の職員定数は、児童福祉施設最低基準で定められている「おおむね児童四・五人につき一人以上」の基準は満たしている。

しかし、萩山実務学校のような児童自立支援施設では、児童と施設で寝食をともにしながら生活指導に当たる、寮ごとの生活になるため、寮ごとの職員配

置人員数が不足していないか検討する必要があると考えられる。

そこで、萩山実務学校に対して、寮ごとの職員配置人員数に関して問題として認識している点を質問したところ、下記の回答が得られた。

【萩山実務学校の回答】

- ・以前は不良行為をしたことを理由としての入所が多く、比較的集団行動ができる児童が多かったが、最近では家庭環境等の事情により、生活指導等を要することを理由として入所が増えており、このような児童は比較的集団行動が苦手で、児童 1 人にかかる時間が増えている。
- ・対人関係や集団行動を苦手とする児童が多いこともあり、ローテーション 5 名だと、朝や夜間が 1 名になり、特に児童定員である 12 名が入寮すると、1 対 1 で対応する時間がとりにくくなり、大変である。
- ・通院の付き添いや、別室指導となった場合は、1 人の児童に 1 人の職員が対応することになってしまうので、事務室の職員が対応せざるを得ない状況も発生している。
- ・男子寮であっても、女性職員が 1 名で夜間の業務担当勤務を行っている。児童の中には、性加害を主訴として入所している場合もあり、寮職員本人も管理職員も不安を感じている。

このように、「おおむね児童四・五人につき一人以上」の基準は満たしてはいるものの、1 寮ごとかつ時間ごとに見ると、12 人の児童に対し、2 人ないしは 1 人で対応することとなり、職員はかなりの負担を抱えていることが分かる。

また、平成 30 年 9 月 1 日時点で、萩山実務学校の福祉職の定数は 60 人のところ、現員数は 58 人となっており、2 名不足の状況である。さらに、現員には、様々な事情により寮の業務に従事できない職員も含まれているほか、退職者も見込まれており、この数も含めた補充が必要となっている。

そこで、今後の人員計画を求めたところ、福祉保健局においては、児童相談所の児童福祉司と同様に、人員計画については策定していない状況であった。

(意見 1-25) 児童自立支援施設における福祉職員の人員計画について

萩山実務学校の職員定数は、児童福祉施設最低基準で定められている「おおむね児童四・五人につき一人以上」の基準は満たしているが、児童が日常生活を過ごす寮では、児童 12 人に対して 2 人ないしは 1 人で対応することとなり、職員はかなりの負担を抱えている状況である。

また、退職者が見込まれており、職員の育成に時間がかかるにもかかわらず、数年先までの人員計画が策定されていない。  
したがって、福祉保健局は、人員計画を策定し、計画的に人材育成を行われない。

4. その他子育て関連の事業について

(1) 子育て関連情報のウェブ上の情報提供について

都は、子育てや育児に関する様々な情報をインターネット上で都民に提供している。保育サービスに関連する情報を提供する主なウェブサイト及びウェブサービスは、表B1-4-1のとおりであるが、この他に都のホームページ上でも各種保育施設や保育サービスの紹介を行っている。

表B1-4-1 保育情報を提供する主なウェブサイト及びウェブサービス

名称	所管	開設	提供情報
とうきょう子育て応援 Navi	福祉保健局 (※)	-	・東京の子育て支援の施策・計画 ・都内の区市町村が実施する子育て支援関連のリンク集
とうきょう子育てス イッチ (以下、「子育てス イッチ」という。)	少子社会対 策部計画課	平成 21 年 度 (平成 27 年度リ ニューア ル)	・子育て応援とうきょう会議の取組 ・子育てに役立つ情報
子育て応援とうきょう パスポート	少子社会対 策部計画課	平成 28 年 度	・協賛店の情報
こぼる	少子社会対 策部保育支 援課	平成 29 年 度	・都内保育施設を地図上で検索可能 ・各個別施設の情報
福ナビ	公益財団法人 東京都福祉保健財団	平成 15 年 度	・福祉のポータルサイト ・保育を含む福祉サービスを利用する際 に必要とされる様々な情報

(監査人が作成)

※ 福祉保健局内の担当課は不明である。詳細は後述。

これらのウェブサイト及び都のホームページについて、監査人は、①情報アクセスの利便性、及び②運営管理の状況を確認する観点から閲覧を実施した。

① 情報アクセスの利便性について

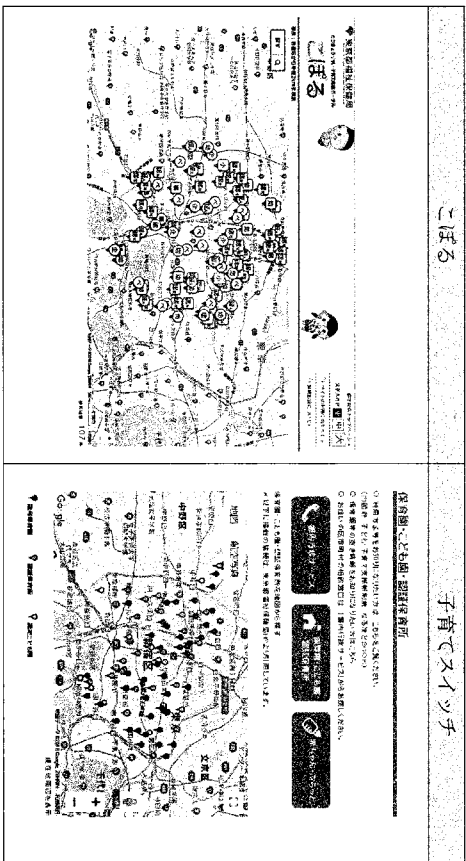
都は、様々な方法で情報提供を行っているが、これらの情報に必要とする人

が適時に辿り着けなければ情報公開の意義が損なわれてしまう。そこで、一般に保育サービスに関する情報を利用する都民の立場から、ウェブサイトは使いやすく、ホームページは分かりやすいかを確認したところ、以下のような状況であった。

まずウェブサイトについては、提供される情報内容及び情報提供方法の重複が見された。ここでは、保育施設の検索について取り上げ、赤ちゃん・おらっとの検索については(3)①に後述することとする。

施設の検索機能のあるウェブサイトは複数あるが、中でもこぼると子育てスイッチは地図上に保育施設を示すピンが表示され、自宅や職場近くの保育施設が調べられる機能がある点で類似している。

図B1-4-1 地図上での保育施設検索



(福祉保健局ホームページ「こぼる」及び「子育てスイッチ」から抜粋)

このように類似するサービスが運営されていることについて、監査人が福祉保健局に質問したところ、それぞれのウェブサイト上で役割が異なっており、こぼるは保育施設情報に特化したサービスであるため、より詳細な情報を見やすい形で提供できているとのことであった。

確かに、こぼるには保育施設に関する情報が集約されており、子育てスイッチよりも一層詳しい施設情報にアクセスが可能となっている。

しかし、子育てスイッチでは、こぼるでより詳細な施設情報が検索可能である旨の紹介はなく、利用者が先に子育てスイッチにアクセスした場合、保育施設情報に特化したこぼるの検索システムは、使用されないことになってしまう



加えて、保育サービスに関連する情報を提供する各種のウェブサービスの役割や違いについて紹介するようなページはなく、先の類似するサービスが区別できない原因にもなっている。

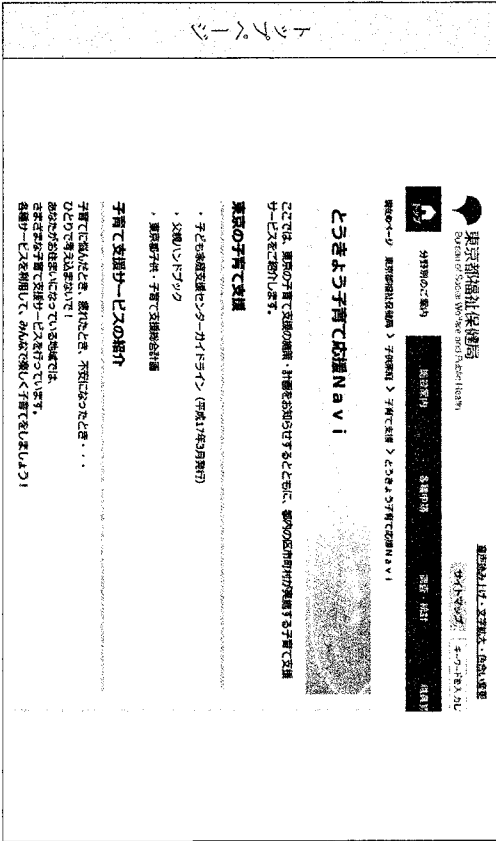
福祉保健局には、少なくとも一般の保育サービス利用者が閲覧すると想定される情報や、都が子供の安全のために周知しているような情報へのリンクは分かりやすい配置にしたり、情報の羅列ではなくカテゴリを設けて分類したりして提示するなど、一般の利用者の立場に立って、分かりやすいホームページ構成を工夫されたい。

② 運営管理の状況について

次に、各ウェブサービスの運営管理の状況について、以下のような状況を確認した。

まず、とうきょう子育て応援 Navi について、監査人が閲覧したところ平成 17 年 3 月に発行されたガイドラインの情報が掲載されていた。

図 B1-4-3 とうきょう子育て応援 Navi



リンク先

子ども家庭支援センターガイドラインを作成しました！(平成17年3月発行)

- 目次
- 第1 子ども家庭支援センターの役割と機能
1. 施設受養の他に区市町村の役割
  2. 子ども家庭支援センターの役割と機能
  3. 子ども家庭支援センターの役割と機能
  4. 主な組織の役割
  5. 子ども家庭支援センターの活動方法
  6. 子ども家庭支援センター事業の運営体制
  7. 児童相談所との連携

(福祉保健局ホームページ「とうきょう子育て応援 Navi」より抜粋)

これについて、情報が更新されていないのか、監査人が福祉保健局に問い合わせたところ、「子ども家庭支援センターガイドライン」については更新予定とのことであり、実際にこの問い合わせの後、当該情報は削除されている。しかし、ウェブページ自体の日常的な管理が行われているとは言えない更新状況である。

なぜこのような状況なのかについては、とうきょう子育て応援 Navi については、福祉保健局内のどの課が担当して更新すべきか明確でないことである。

今後、当該ウェブページの運営趣旨や管理担当者を明確にした上で、適切な管理を行うか、不要であれば削除するなど、対応が必要である。

次いで、子育てスイッチでは、リンクが切れているページが散見された。子育てスイッチでは、図 B1-4-1 のような検索画面から、子供の検診や経済的な支援等の行政サポートサービス情報を、家庭状況や区市町村、子供の年齢を絞って検索することができ、必要な行政情報へのリンクが表示される仕組みになっている。

監査人が「子育て支援サービス」、「子育てのガイド」、「子供を預ける(臨時)」の3つのカテゴリを選択し、その他の条件を絞らずに検索して表示された中から無作為に25件についてリンク先を確認したところ、そのうち5件のリンク先が無効なものであった。

この点、リンク管理の頻度や方法を福祉保健局に問い合わせたところ、表 B1-4-2 のとおりとのことであり、管理自体は頻度等を定めて実施している。

表 B1-4-2 子育てスイッチのリンク管理の頻度及び方法

コンテンツ	頻度	方法
都内行政サービス	年2回程度	区市町村、庁内関係部署に調査し、DBの情報を更新
保育園・こども園・認証保育所一覧	年4回程度	所管課で作成している一覧表をもとに、情報を更新
赤ちやん・ふらっと	年4回程度	所管課で作成している一覧表をもとに、情報を更新
保育所等の空き情報	随時	担当者がリンク先を確認

(福祉保健局作成資料より監査人が作成)

確かに、子育てスイッチでは、多数の区市町村における幅広い分野の約7,000件にも上る行政サービスを紹介しているため、これ以上の調査や更新は現実的ではないことは理解できる。

しかし、監査人が確認した25件のうち5件について無効なリンク先が見つかっており、この運用が十分かつ適切なものであるとは言いがたい状況である。都が公開する情報は、利用者にとっては情報の正確性や信頼性が担保されているように感じられ、安心感がある。しかしながら、リンク先が表示できないものが多数あれば、利用者にとってはサービスの意味をなさないものとなってしまいかねない。

(意見1-27) 都が運営するウェブ上の情報公開の更新状況について

都の各種ウェブサービスの運営管理の状況を確認したところ、平成17年の情報が最新情報として掲載されていた。

都には運営するウェブページの管理部署を明らかにし、都民に最新の情報を提供しよう努めるとともに、活用されていないと思われるウェブページについては、削除も含め検討されたい。

また、ときよう子育てスイッチでは、検索結果に表示されるウェブサイトのリンク先が表示できないものが複数発見された。リンク管理自体は行っているものの、この運用が十分かつ適切であるとも言いがたい状況である。

都が公開する情報は、利用者にとっては情報の正確性や信頼性が担保されているように感じられ、安心感がある。

福祉保健局には、こうした利用者の信頼感を毀損することが無いよう、運営するウェブサービスやホームページのリンク管理方法を再度検討し、リンク切れの内容、紹介するリンクの階層を一つ上げするなど、都民ができるかぎり最新の情報にアクセスできるよう努力されたい。

(2) 子育て応援とうきようパスポートについて

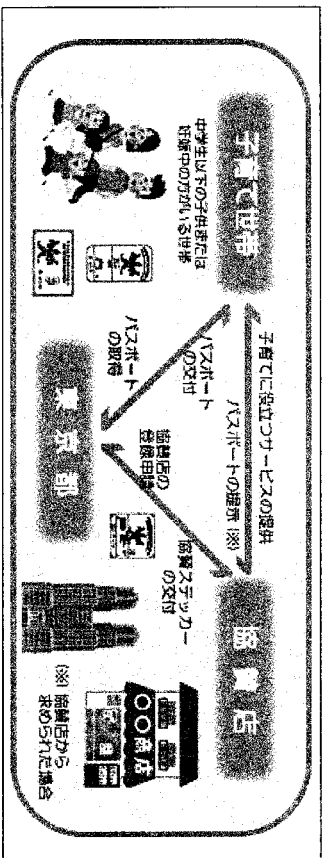
① 子育て応援とうきようパスポートの概要

「子育て支援パスポート事業」は、他県の各自治体においてそれぞれ実施されていた。内閣府は、社会全体で子育て世帯を応援するため、各都道府県と協力し、子育て世帯が現在居住する地域(都道府県)に加え、全国の他地域でもサービスが受けられるよう強化する目的で、全国展開を決定し、平成28年4月から事業をスタートし、平成29年4月からは、全都道府県で事業を実施している。

都は、これまで各区市にその実施を任せていたが、全国共通展開することを受け、都の事業として、子育て応援とうきようパスポート事業(以下、「パスポート事業」という。)を平成28年10月1日から開始している。

パスポート事業は、都が、子育てを応援しようとする社会的機運の醸成を目的として推進している事業であり、企業・店舗等が、善意により、子育て世帯や妊娠中の方がいる世帯に対して、様々なサービスを提供する仕組みである。

図 B1-4-1 パスポート事業の仕組み



(福祉保健局ホームページより抜粋)

都は、中学生以下の子供や妊娠中の方がいる世帯に、パスポートを交付し、利用者は、パスポートを提示することで、協賛店から様々なサービスの提供を受けることができる。

なお、パスポートには、デジタルパスポートと紙媒体パスポートの2種類及

び点字パスポートがある。

② 協賛店の登録状況

(i) 都の登録状況

平成30年7月時点における協賛店等の登録数は、2,493店となっている。主な協賛店は、表B1-4-3のとおりである。

表B1-4-3 主な協賛店（平成30年7月2日現在）

店名	店舗数	サービス内容
日本マクドナルド	353	キッズメニューの割引等
モスバーガー	176	粉ミルクのお湯の提供等
N T Tドコモ	151	アクセサリー割引等
デニーズ	113	オムツ替えスペース等
アイ・トピア	78	10%割引
AOKI	72	5%割引
華屋与兵衛	43	お子様ドリンク1人1杯無料
「光が丘IMM」内	29	5%割引など
その他	1,478	
計	2,493	

(単位：店)

(福祉保健局作成資料より監査人が作成)

また、提供サービスは10種類の中から、協賛店の判断でいずれか一つ以上提供することとなっている。提供サービスには大きく二つあり、乳幼児連れの外出サポートであるフレンドリー・サービスと、お得なサービス・商品代や飲食代などの割引に分けられる。

提供サービスごとの実施割合は、表B1-4-4のとおりである。

表B1-4-4 提供サービスの種類・実施割合

サービスの種類	店舗数(店)	割合(%)
① 粉ミルクのお湯の提供	651	26.1
② オムツ替えスペースあり	589	23.6
③ トイレにベビーキープ設置	279	11.2
④ 授乳スペースあり	287	11.5

⑤ キッズスペースあり	300	12.0
⑥ ベビーカー入店可能	1,046	42.0
フレンドリー・サービス(①～⑥)計	1,380	55.4
⑦ 景品の提供	516	20.7
⑧ ボインットの付与	85	3.4
⑨ 商品の割引	1,126	45.2
⑩ その他	486	19.5
商品の割引等(⑦～⑩)計	1,671	67.0
合計	3,051	—

(福祉保健局作成資料より監査人が作成)

※ 登録店数2,493に対する割合。複数回答があるため合計は100%とならない。

また、平成28年10月1日から、都の事業としてパスポート事業が開始される前より、独自に子育て支援パスポート事業を実施していた区市町村のうち、6区市(新宿区、北区、荒川区、足立区、八王子市、福生市)については、表B1-4-5の事業名で、現在も独自の事業を実施している。

表B1-4-5 独自に子育て支援パスポート事業を実施している区市

区市名	事業名
新宿区	子育て応援ショップ等登録制度
北区	子育てにっこりパスポート
荒川区	あらかわ子育て応援店・企業
足立区	あだち子育てパスポート
八王子市	子育て応援企業
福生市	ふっさ子育てまるとくカード

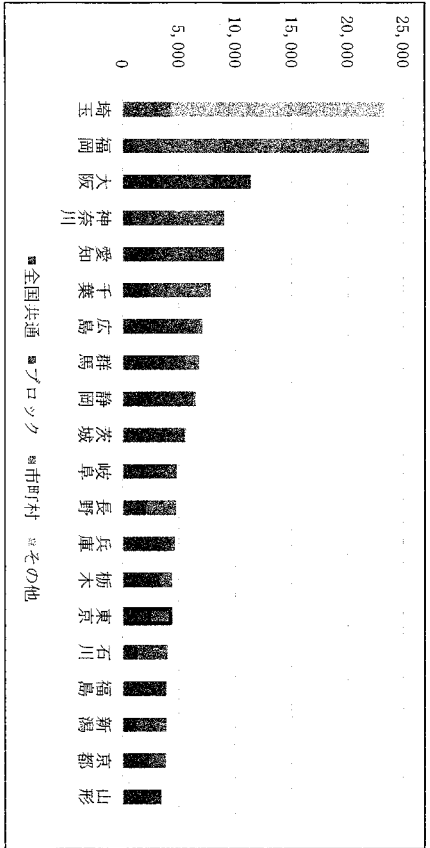
(福祉保健局作成資料より監査人が作成)

(ii) 他府県の登録状況

ここで、都以外の他府県における同様の事業の協賛店の登録数を調べたところ、グラフB1-4-1のとおりであった。



グラフ B1-4-1 他県の協賛店の登録数 (上位 20 都府県)



(注) 平成 30 年 1 月 31 日時点の数値である。

グラフ B1-4-1 のとおり、区市町村や複数の市町村によるプロック単位でパスポート事業を実施している件数を含めた件数と比較すると、都は全国で 15 位となっております。協賛店の登録数が他府県に比べ少ない状況である。東京は他府県に比べ店舗の数は多いことから、協賛店の登録割合で見ると、さらに周知が進んでいないと考えられる。

この点、福祉保健局に理由を質問したところ、都は各区市町村（一部）で独自の事業を行っており、内閣府の全国展開に合わせて都の事業として導入したばかりのため、まだ周知が十分行われておらず、結果として協賛店の登録が伸び悩んでいるとのことである。

なお、都では平成 33 年度末までに、7,000 店舗の登録を目標としている。

③ 利用者への普及状況

利用者は、デジタルパスポート又は紙媒体パスポートを協賛店に提示することでサービスを受けることができるため、パスポートの普及状況で利用者の数を把握することができる。

(i) デジタルパスポート

デジタルパスポートの場合、専用のアプリ（以下、「パスポートアプリ」とい

う。）又は運営サイト上でパスポートを取得し、スマートフォン等の画面に表示して使用する。平成 30 年 6 月 30 日現在の登録数は、21,193 件とのことである。

(ii) 紙媒体パスポート

紙媒体パスポートは、利用者向けチラシの下部に印刷されているパスポートを使用する。区市町村庁舎等で配布している。平成 30 年 3 月 30 日現在の配布数は、835,840 枚とのことである。そこで、どの程度利用者である子育て世帯の都民に配布されているか確かめるため、福祉保健局に配布状況を質問した。

その結果、都による紙媒体パスポートの配布状況は、表 B1-4-6 のとおりであり、実際に利用者に配布された枚数は把握していないとのことである。

表 B1-4-6 紙媒体パスポートの配布状況

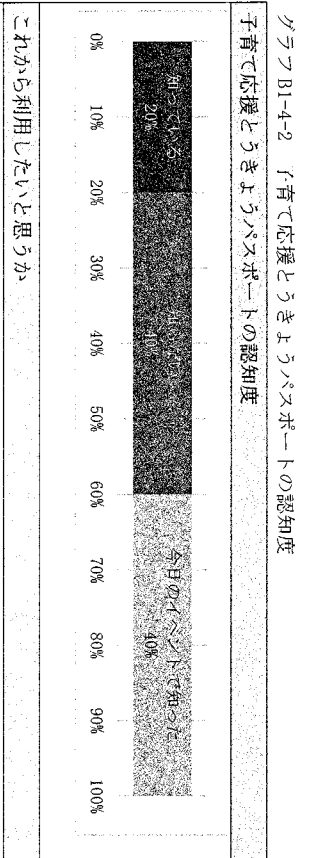
都の配布先	枚数
区市町村児童福祉主管課・母子保健主管課	357,885
母子保健バツグンへの封入	141,755
認可保育所・認証保育所・認定こども園	257,500
私立幼推園	78,700
計	835,840

(福祉保健局作成資料より監査人が作成)

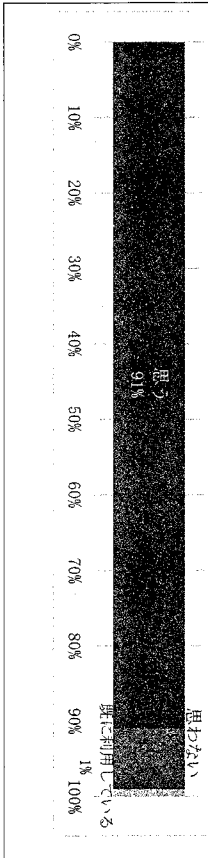
(単位：枚)

なお、都が区市町村児童福祉主管課・母子保健主管課に配布した紙パスポート付チラシに関して、利用者である都民への配布方法は各区市町村に一任しているとのことである。また、区市町村の了解を得て、平成 30 年 4 月以降、区市町村が母子手帳とともに配布する「母子保健バツグン」に、紙パスポート付チラシを封入しているとのことである。

都がイベント等でアンケートを実施した結果、子育て応援とうきょうパスポートの認知度は、グラフ B1-4-2 のとおり、「知っている」が全体の 20%、「既に利用している」が 1%と低い結果となっていた。しかし、イベントで知り、「これから利用したいと思う」が 90%を超えているため、認知度が上がれば、利用も拡大することが予想される。



(福祉保健局作成資料より監査人が作成)



④ パスポート事業の今後の展開について

パスポート事業は、平成28年度からの事業であるが、事業開始(開始準備も含む)から平成30年度までの事業予算額及び決算額は、表B1-4-7のとおりである。

表B1-4-7 パスポート事業にかかる事業費

(単位：千円)

年度	主な事業実績 (※)	予算現額	決算額
平成27年度	子育てパスポート運営サイトの開発	4,353	3,884
平成28年度	紙媒体パスポートの印刷・配布	5,809	4,720
平成29年度	アプリ作成・配信	11,774	9,848
平成30年度	広告掲出経費 チラシの印刷 ホームページ、アプリの保守、改修等	28,269	-
	計	50,205	18,452

(福祉保健局作成資料より監査人が作成)

※ 平成30年度は事業予定

表B1-4-7のとおり、平成28年度及び平成29年度は、事業実施のために必要なパスポート(アプリ及び紙媒体)やスレッカーなどのコストのみであったが、平成30年度は、普及啓発の予算が見込まれ、結果として、前年度の2倍に増額されている。

また、平成29年度までは、広報紙や個別企業への働きかけにより利用者や協賛店の登録数の増加を図っていたが、平成30年度は、PRについて業者に委託予定とのことである。

このような事業は、協賛店が増えれば、都民への周知につながり利用が増え、利用者が増えれば、協賛店も増えるという好循環が期待できる。しかし、一方、イベントで当該事業を知り、利用してみたいと思っても、協賛店が生活圏に少なければ、利用意欲は失われていくという悪循環も生じうると言える。ある程度事業の周知が進めば、自然に利用者、登録店も増えていくと考えられるが、都のパスポート事業は、まだその段階にないと判断される。

(意見1-28) 子育て応援とうきょうパスポート事業の規模拡大について 子育て応援とうきょうパスポート事業(以下、「パスポート事業」という。)は、都が、子育てを応援しようとする社会的機運の醸成を目的として推進している事業であり、企業・店舗等が、善意により、子育て世帯や妊娠中の方がいる世帯に対して、様々なサービスを提供する仕組みである。

内閣府が主導で進めている全国的な事業であるが、都は各区市で独自に進めていたこともあり、近隣県に比べ協賛店の登録数が伸びていない。

このような事業は、協賛店が増えれば、都民への周知につながり利用が増え、利用者が増えれば、協賛店も増えるという好循環が期待できる。しかし、都では、イベントで当該事業を知り、利用してみたいと思う都民がいるものの、協賛店が生活圏に少ない状況である。

平成30年度以降は、周知等の予算も付いているので、福祉保健局は、平成33年度末までに7,000店舗という目標の達成に向けて、効率的に登録店舗数を拡大させたい。

(3) 赤ちゃん・ふらっとについて

① 赤ちゃん・ふらっと事業について

都は、平成20年度より、乳幼児を持つ親が安心して外出できる環境の整備事業である赤ちゃん・ふらっと事業を開始し、小さな子供を持つ親が安心して外出を楽しめる環境を整備することを目的として、授乳やおむつ替えができる乳幼児用設備「赤ちゃん・ふらっと」の整備を拡大してきた。

赤ちゃん・ふらっと事業では都内で赤ちゃん・ふらっとを設置しようとする者から届け出て、都の基準に適合する設備について認定している。赤ちゃん・ふらっとの要綱に定める基準・留意点(以下、「要綱基準」という。)は、表B1-4-8のとおりである。

表B1-4-8 赤ちゃん・ふらっとの設置基準

必須事項	設置者に努力を求めるもの
(ア) 授乳ができる設備 (イ) おむつ替えができる設備 (ロ) ベビーベッド、おむつ替え台等 (ウ) 調乳用の給湯設備 (エ) 手洗い設備 (オ) 冷暖房設備	(ア) 赤ちゃん・ふらっと内及び出入口の段差を解消するとともに、出入口付近にベビーカー置き場を設けるなど、ベビーカーでの利用に支障が生じないように整備すること。 (イ) 乳幼児を運んだ親が安心して利用できるトイレを整備すること。
(ア) 運営管理の責任者を置くこと。 (イ) 場所が利用者に分かるように案内を掲示すること。 (ウ) 災害等非常時における安全の確保について十分な配慮を行うこと。	(ア) 換気、保温、清掃等、清潔で良好な状態の維持 (イ) 事故やベビーカーの盗難防止等、赤ちゃん・ふらっとの安全管理 (ウ) 不審者の侵入等の防止
適合証 交付された適合証を赤ちゃん・ふらっとの出入口や窓等、利用者に分かりやすい場所に表示すること	

(赤ちゃん・ふらっと事業実施要綱より監査人が作成)

赤ちゃん・ふらっととして認定すると、都は、適合証として設置者に対して図B1-4-5のような専用のステッカーを交付している。このステッカーの貼って

ある施設には、誰でも自由に立ち寄って授乳等を行うことができ、設置者もこのマークを利用して広報活動を行うことができる。

図B1-4-5 赤ちゃん・ふらっとマーク



なお、従来、授乳やおむつ替えのできるスペースを設置していなかった施設が新設するような場合には、工事費等の必要な経費を、区市町村を通じて補助しているが、設置後の運営に当たって必要になる光熱費等の諸経費は事業主が負担することとされている。平成29年度の補助及び都が拠出した経費は、表B1-4-9のとおりである。

表B1-4-9 平成29年度補助金拠出額

内容	金額
補助金(設置費用)	6,378

(福祉保健局作成資料より監査人が作成)

(注) 上記のほか、適合証開通経費として平成20年度から平成28年度までの累計経費は2,264千円がある。

赤ちゃん・ふらっとの設置が認められると、所在地や設置者の名称を都のホームページで公表するほか、都の運営するウェブサービスである子育てスイッチや、子育て応援とうきょうパスポートの専用アプリでも検索可能になる。

中でも、子育てスイッチでは、外出先で急に授乳やおむつ替えが必要となったときにも近くの赤ちゃん・ふらっとを探せるよう、設置されている施設を図B1-4-6のようなマップから探すことができる。